

富士市 子供の移動経路に関する交通安全プログラム
～子供の移動経路/通学路等の安全確保に関する取組の方針～

令和2年11月

富士市 子供の移動経路安全推進会議

1 プログラムの目的

富士市では、平成 26 年に県と合同で「静岡県通学路交通安全プログラム」を策定し、通学路の安全確保に向けた取組を継続的に実施してきました。

また、令和元年には、未就学児が日常的に集団で移動する経路に関し関係者が連携して緊急合同点検を実施し、各主体が必要な対策を実施してきました。

今後も、着実かつ効果的に子供を守る交通安全対策を推進するには、通学路と同様、未就学児等についても継続的な点検等の実施が必要です。

そこで、「静岡県交通安全プログラム」を踏襲しつつ、プログラムの対象に未就学児等を加えた「富士市 子供の移動経路に関する交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係者が連携して、子供の移動経路の安全確保を図っていきます。

2 子供の移動経路交通安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、子供の移動経路に関する機関等による「富士市 子どもの移動経路交通安全推進会議」を設置します。

富士市建設部 建設総務課・道路維持課・道路整備課

富士市教育委員会 学務課・学校教育課（小学校 27 校）

富士市福祉こども部 保育幼稚園課（幼稚園・保育園等 63 園）

富士市市民部 市民安全課

静岡県富士警察署 交通課

国土交通省中部地方整備局 静岡国道事務所

静岡県富士土木事務所

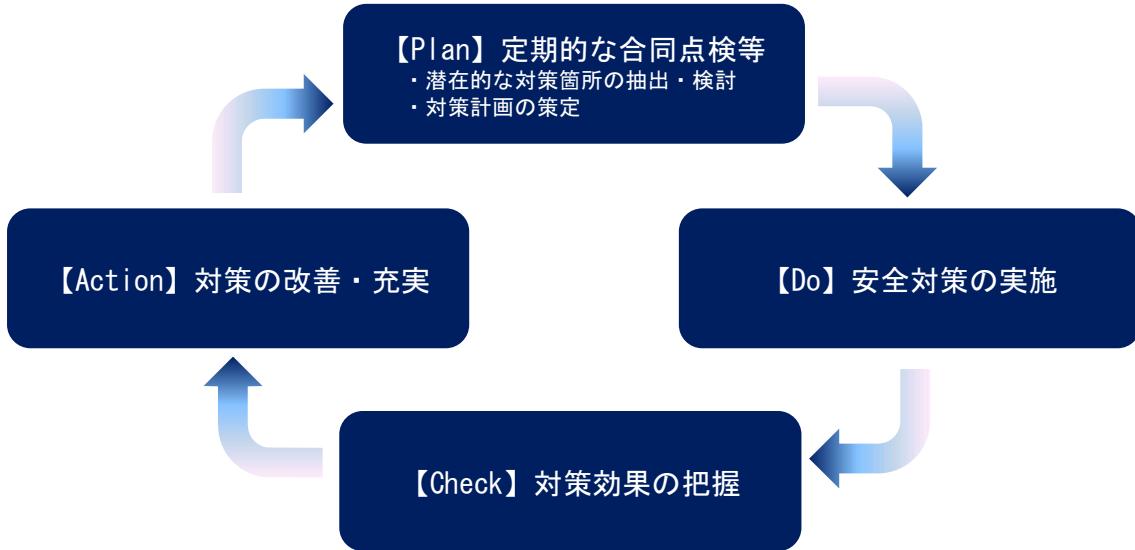
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

着実かつ効果的に子供の移動経路の安全対策を推進するため、必要に応じ合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握を行い、その結果を踏まえ対策の改善・充実を検討します。

これらの取組を P D C A サイクルとして繰り返し実施し、子供の移動経路の安全性の向上を図っていきます。

【子供の移動経路の安全確保に向けたP D C Aサイクル】



(2) 定期的な合同点検等 (Plan)

子供の移動経路交通安全推進会議では、継続的な取組として、富士警察署をはじめ、富士市教育委員会や各道路管理者等の関係機関が連携し、潜在的な対策必要箇所を抽出・検討するなど、必要に応じて、合同点検等の現地調査を実施します。

(3) 対策計画の策定 (Plan)

対策必要箇所については、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置等のハード対策及び交通規制や交通安全教育等のソフト対策など、対策必要箇所に応じた具体的な対策計画を策定（変更）します。

(4) 安全対策の実施 (Do)

安全対策の実施にあたっては、対策が円滑に進捗するよう、富士警察署をはじめ、富士市教育委員会や各道路管理者等の関係機関が連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (Check)

対策実施後の箇所については、その効果を把握するため、手法を検討し、対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、効果把握等の結果を踏まえ、必要に応じ対策内容の改善及び充実に努めます。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容等については、関係機関で認識を共有するため、別添資料①、②のとおり、「要対策箇所整備進捗状況リスト」及び「対策箇所図」を作成し、基本的に公表していきます。

ただし、子供の移動経路が特定されるといった防犯上の懸念があるため、関係機関との協議により、公表の可否、内容及び方法を検討します。

【別添資料】

別添資料①：要対策箇所整備進捗状況リスト

別添資料②：対策箇所図